

Japan Club München e.V. ミュンヘン日本人会
Löwengrube 10/11, 80333 München Tel. 089-220097 Fax. 089-2285935
開局時間：月・金曜日 10時～16時、水曜日 10時～18時

ミュンヘン日本人会 入会ご案内

ミュンヘン日本人会は1979年3月に発足し、会員相互の親睦をはかると共に、ドイツ連邦共和国との間の親善に寄与することを目的としています。2009年10月現在の正会員数（世帯数で数えますので、1家族何人でも代表者1名として数えられます）は295名、法人会員数は73社となっています。

現地の日本人からの情報

現地に何年か滞在している日本人、あるいは現地の人と結婚している日本人の方々の情報や知識はとても貴重で有効です。快適な海外生活が送れるように、知り合いをより多く作りましょう。

活動

当会の活動内容は、以下の通りです。

<行事>

総会・新年会	1月
クラシックコンサート	6月
ヤーパンフェスト	7月（在ミュンヘン日本国総領事館・独日協会との共催）
慈善バザー	11月
文化講演会	未定

<レクリエーション>

スキーバスツアー	2月
マイボックビール飲み会	5月
オクトーバーフェスト訪問	9-10月
お買い物バスツアー	12月
ハイキング	未定
ホップ&アスパラ堀ツアー、フェーダーヴァイザー飲み会など、その他	適宜

<各種講座>

ドイツ語講座	適宜
英会話教室（中級）	適宜
イタリア語講座	適宜
絵画教室	適宜
カラーコーディネート	適宜
お料理教室など、その他	適宜

★このほかの活動として、「女声コーラス部」「美都会」などがあります。

会報

毎月1回発行されています。催し物の紹介、投稿記事、領事館からのお知らせ、暮らしの情報などなど。人気のあるページとしまして「よろずこーなー」があります。家具、小物、自動車などの売買広告、アパート情報等、会員の方のページです。

会費

入会金：5ユーロ

年会費：家族会員 60ユーロ、個人会員 45ユーロ、学生会員 25ユーロ（要学生証提示、30歳迄）

（入会した年のみ年会費は3ヶ月区切りで計算し、12月分までのお支払いです）

但し、会報の受け取りをe-Mailで希望される方は**家族会員 55ユーロ、個人会員 40ユーロ**です。学生会員はe-Mailのみの扱いです。

入会ご希望の方は「入会申込書」にご記入の上、事務局までご持参、又はお送り下さい（FAXでもかまいません）。会費のお支払いの銀行自動引き落としも受け付けております。口座をお持ちでない方は、事務局まで直接ご持参下さい。法人会会員の会費については、次項をご覧ください。ご質問等ございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい。

第2条 会の目的

2. 本会の目的は、日本人とドイツ人と相互の親睦ならびに文化交流の促進をはかることにある。
3. 本会はドイツ連邦共和国において講演、コンサート、その他の文化的行事を通じ日本の文化遺産を特にドイツの一般社会に紹介することを目的とする。

第4条 会員

1. 本会は、正会員及び特別会員を有する。
2. 本会の目的を支援する自然人ならびに法人はすべて本会の会員になることができる。会員は、日本語で意志の疎通を行う能力を有するものとするが、日本国籍は会員の必須条件ではない。
3. ミュンヘンまたはその近郊に在住する自然人は正会員になることができる。
4. 特別会員になることができるのは次の通りである。
 - a) ミュンヘン及びその近郊に所在地を有する法人、個人企業、社団および団体。
 - b) 会友：主として会報を通じて本会との関係の維持を希望する、ミュンヘンまたはその近郊に住所を持たない自然人ならび旧会員。
 - c) 賛助会員：本会の目的を賛助する用意のある、第4条、第4項 a) および b) に属さない自然人又は法人、特にミュンヘン又はその近郊以外に所在するドイツおよび日本の企業、ならびに団体および協会。

第5条 会員資格の取得

1. 本会員資格の取得は、本会の会長宛の書面による入会申込みを前提とする。
2. 本会の全ての正会員には会員証が交付され、各会員は会の施設の利用ならびに本会の全行事に参加する場合には、この会員証を携帯しなければならない。会員の退会および除名の際には、既に交付された会員証を速やかに役員会宛てに返却しなければならない。

第7条 入会金・会費

1. 全ての会員は1回限りの入会金と、年会費を支払うものとする。
役員会は、特別な場合には、会費（入会金及び年会費）の支払い猶予や、会費の減額、または会費の免除をする権限を有する。
2. 年会費の支払期限は歴年の1月31日とする。
3. 入会に際して各会員は入会金の他に、少なくとも6か月分の会費を前納しなければならない。
4. 会員資格の喪失後も、すでに納入された年会費および入会金は返済されない。
5. 入会金と年会費の金額は会員総会でこれを定める。会員総会は重要な理由が提示された場合には一定額の分担金の徴収を決定することができる。

第8条 会員資格の喪失

1. 退会は、随時認められるが、この場合は本会会長宛に書面にて通知しなければならない。
3. 2度の督促にもかかわらず会費を滞納した会員は、役員会の議決により会員名簿から抹消することができる。抹消の議決は、2回目の督促状の送付後3か月が経過した後、初めて行うことができる。抹消は、当該会員に通知する。会費の納入義務は、抹消により免除されるものではない。

-----尚、全定款をご希望の方は、事務局にお問い合わせ下さい。-----
 入 会 金 ・ 会 費 規 約

1. 本会に入会する場合、次の入会金を納付するものとする。

A. 正会員	家族会員	€5,-	個人会員	€5,-	学生会員	€5,-
B. 特別会員						
B-1. 法人会員 日本人社員数						
			1 名			€100,-
			2-4 名			€150,-
			5-9 名			€200,-
			10 名以上			€250,-
B-2. 賛助会員						
						€100,-
2. 本会の会員は次の年会費を納付するものとする。（入会年のみ、年会費は月割りで計算し、12月分までお支払下さい。）

A. 正会員	家族会員	€60,-	個人会員	€45,-	学生会員	€25,-
(家族会員の方は、家族何人でも会員料金で当会の行事に参加できます)						
B. 特別会員						
B-1. 法人会員 日本人社員数						
			0-3 名			€300,-
			4-9 名			€450,-
			10 名以上			€600,-
B-2. 賛助会員						
						€400,-
C. 日本在住者 5.000 円						

ミュンヘン日本人会 法人会 入会申込書

年 月 日

ミュンヘン日本人会会長 殿

ミュンヘン日本人会会則の趣旨に賛同し、法人会員として入会したくここに申し込み致します。

会社名（独又は英文）

本社名（和文）

業種

内容

代表者役職者氏名（現地）

署名

ミュンヘン日本人会 法人会 入会申込 資料

下記事項を記載の上、入会申込書に添付して申し込み下さい。

1. 会社名（和文）

（英独文）

2. 所在地

TEL. _____

FAX. _____

e-Mail アドレス _____

HP アドレス _____

3. 従業員数

邦人（日本より派遣） _____ 名

邦人（現地採用） _____ 名

邦人以外の社員 _____ 名

4. 邦人従業員携帯電話番号 _____

5. 正会員の会費を法人会費と同時に支払うことを、

希望する ・ 希望しない

※ 希望される場合、会費を同時に支払われる正会員の会員番号、お名前をご記入下さい。

会員番号 _____ 氏名 _____